

職場でのトラブルで
お困りのみなさまへ

総合労働相談コーナーが お手伝いします

職場でのトラブル（解雇、配
置転換、賃下げ、いじめなど）
でお困りではありませんか。

北海道労働局の各総合労働相
談コーナーでは、こうした労働
相談に応じて各種情報をご提供
するとともに、無料・簡易・迅
速な紛争解決システムとして、
「あっせん」などのサービスを
ご利用しております。

まずは、お近くの「総合労働
相談コーナー」にお気軽にご相
談ください。

■お問い合わせ先

北海道労働局
総合労働相談コーナー
札幌市北区北8西2
札幌第1合同庁舎9階
☎011-709-2311(内線3577・3576)
※相談時間は9:00から16:30
いずれも土日祝日、年末年始
を除きます。

全国一斉「子どもの人権 110番」強化週間

【期 間】

平成19年9月17日(月)～9月23日(日)

【電話番号】

0120-007-110

【受付時間】

- ・平日(17日～21日)
8:30～19:00
- ・土、日曜日(22・23日)
10:00～17:00

法務省・全国人権擁護委員連合会

情報

インフォメーション

緊急地震速報の提供開始について

地震がおそろしいといわれる理由の一つに、何の前触れもなく、突然、大地が揺れだすということがあげられます。例え数秒程度のわずかな時間であっても、大きく揺れる前にそのことを知って、事前に身構えるなどの対応が取れれば、自らの命を守ることが出来るかもわかりません。

これを可能にするのが、「緊急地震速報」という新しい地震情報です。

気象庁では、地震の強い揺れが到達する前のわずかな時間を利用して、災害を軽減するための新しい情報「緊急地震速報」の一般向け提供を**平成19年10月1日**より開始する予定です。



緊急地震速報は、報道機関・防災機関などを経由して、地域住民の方々へ提供されます。

緊急地震速報は、適切に利用することにより、地震防災対策に有効な情報ですが、そのためには、緊急地震速報を知ることと、緊急地震速報を受けた時にとっさに適切な行動が出来るよう、日頃から準備しておくことが必要です。緊急地震速報が出たとき、一番大切なことは、「落ち着いて行動」することです。とにかくまずは落ち着いて、「身の安全を確保」してください。

「緊急地震速報」が運用されても、地震への備えができていなければ身の安全を守ることはできません。地震に備え「緊急地震速報」を活かすためにも、日頃からの備えが大切になります。

なお、緊急地震速報のしくみや「緊急地震速報の利用の心得」などについての詳細は旭川地方気象台ホームページをご覧ください。

<http://www.sapporo-jma.go.jp/asahikawa.html>

■お問い合わせ先

旭川地方気象台防災業務課 ☎0166-32-7102